

第4章 施策の体系的な推進

総合的な視点に立って中山間地域対策を進めていくため、施策の柱に沿って、諸施策を体系的に整理し、総合的に取り組んでいきます。

《施策の体系》

1 自立・持続可能な中山間地域の創造

- (1) やまぐち元気生活圏づくりの推進
- (2) 地域経営力の向上
- (3) 豊かな地域資源の保全と継承

2 移住の推進等による新しい人の流れの創出

- (1) ヨー！ターン（UJターン）による移住・定住の促進
- (2) 都市と地域の多様な交流の促進

3 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備

- (1) 暮らしの安心の確保
- (2) 暮らしの安全の確保
- (3) 保育・教育等の子育て環境の整備
- (4) いきいきとくらせる環境づくり

4 中山間地域の強みを活かした多様な産業の振興

- (1) 観光・交流産業の振興
- (2) 農林水産業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 地域産業連携による新産業の創出
- (5) 地域資源を活かしたビジネスの創出

1 自立・持続可能な中山間地域の創造

中山間地域では人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、集落の共同作業の継続が難しくなるなど、既存の集落単位の取組だけでは、地域を維持することが困難となる地域も生じています。

こうした状況に対応し、活力ある地域社会を構築していくためには、広域的な範囲で日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりを進めるとともに、自立に向けて地域自らが地域課題解決に持続的に取り組むなど、地域経営力を持った地域づくりを進めることが重要となっています。

また、地域における担い手不足が懸念される中で、これまで地域を支えてきた世代を引き継ぐ人材の育成・確保を促進する必要があります。

さらに、中山間地域の多面的機能を保全・継承し、活力ある地域社会を維持していくためには、地域の良さを学び、それを地域づくりに活かしていくとともに、地域資源の適切な保全・管理に努めていく必要があります。

■ 施策展開の方向

- (1) 既存の集落の枠を超える広域的な範囲で、日常生活支援機能等を拠点化・ネットワーク化し、近隣の中心都市とも連携しながら地域産業の振興や人口定住の促進を目指す「やまぐち元気生活圏」づくりを推進するとともに、やまぐち元気生活圏を支える広域的な新しい地域コミュニティ組織づくりや住民主体の地域づくりを進めます。
- (2) 自立した地域づくりを進めるため、地域主体による持続的な取組体制の確立に向けた取組や、地域における産業創出・収入の確保に向けた取組を支援するとともに、地域経営をマネジメントできる人材の育成・確保を進めます。
- (3) 住民総参加の仕組みづくりを推進するとともに、移住者や地域おこし協力隊など外部からの人材を活用することにより、女性や高齢者・若者など、地域運営の多様な担い手の確保を進めます。
- (4) 中山間地域の多面的機能への理解を深め、その保全や活用のための取組を県民と協働して進めます。

■ 施策目標

項目	数値	
	2017年度(基準年)	2022年度(目標年)
やまぐち元気生活圏づくりに取り組む地域数	23地域	60地域
中山間地域づくり人材育成研修の参加者数(累計)	-	550人(5年間)
転入者アンケートによる「YY!ターン」実績数(移住者数)(累計)	1,745人	10,000人(5年間)
地域おこし協力隊員数	60人	85人
企業や大学生等による地域づくり支援活動への参加者数(累計)	-	4,000人(5年間)
景観に関する計画の策定市数	11市	13市
中山間地域等直接支払制度の取扱面積(年間)(全県)	11,921ha	12,000ha
水産多面的機能取組水域内の生物増加率	-	5%以上増加
山口型放牧の新規取組面積(累計)	48ha(4年間)	80ha(5年間)

■ 具体的な取組

(1) やまぐち元気生活圏づくりの推進

人口減少・高齢化が急速に進行する中山間地域では、集落単位での地域活動の維持が困難になりつつあり、既存の集落の枠を超え、複数の集落が広域的に支え合う体制づくりが必要です。

① やまぐち元気生活圏の形成

中山間地域の集落機能を持続可能なものに活性化し、底力のある地域を創っていくためには、複数の集落が広域的に支え合う「やまぐち元気生活圏」の形成が必要です。

- 複数集落単位で生活サービス等の拠点化とネットワーク化を推進するとともに、近隣の中心都市等と連携し、地域産業の振興や定住の促進を目指します。
- 小学校区や大字等の、広域的な範囲で集落を支え合う、新しい地域コミュニティ組織づくりを促進するとともに、持続的な活動体制づくりを支援します。

② 市町による元気生活圏づくりへの主体的な取組

元気生活圏の圏域設定や集落間の連携、実践活動の立ち上げには、住民に身近な行政である市町からの積極的な働きかけと、きめ細かな支援が重要です。

- 新しい地域コミュニティ組織づくりや地域課題の解決に向けた支援など、市町の「中山間地域づくり指針」に沿った市町の主体的な取組や、市町と県、関係団体が連携し、課題解決に向けて一体となって取り組む体制づくりを進めます。

③ 住民主体の地域づくりの促進

地域が抱える様々な課題を解決していくためには、地域住民による自主的・主体的な活動を展開することが必要です。

- 住民相互の話し合いやワークショップ等を通じて、住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画等を定めるとともに、その実現に向けた実践活動を市町が主体となって支援します。
- 新しい地域コミュニティ組織等における、住民が主体となった地域づくり活動を進めるため、市町や関係団体等も参加する「住民参加の場」づくりを促進します。
- 住民が自主的・主体的に地域課題の解決に取り組んでいく「住民自治」の体制づくりを支援するとともに、地域住民による生活サービスや地域資源を活用した経済活動等の取組を促進します。
- 県と市町が連携し、地域課題の解決に向けた実践活動の促進や、未利用の公有施設を有効活用した活動拠点づくりや、拠点地区での生活基盤の集中的な整備の促進、地域の実態や活動状況等に応じた効果的な支援制度の構築に努めます。
- 集落機能の低下が著しい地域の維持・活性化を図り、やまぐち元気生活圏づくりに繋げるための地域に寄り添った集中的な支援を実施します。

④ 地域づくりの新しい担い手の育成・確保

中山間地域を支えてきた人材の世代交代に向けて、中山間地域を支える、新しい地

域づくりを担う人材や団体を育成・確保することが重要です。

a 地域づくりの担い手の育成・確保

- 広報誌等を活用して、「住民参加の場」への多くの住民の参画を促すとともに、活動への参加を通じて地域づくりへの女性・高齢者・若者等の総世代参画を促進し、地域の担い手の確保を促進します。
- 「住民参加の場」における話し合い活動等を通じて、地域づくりリーダーの育成・確保を促進します。また、地域コミュニティ組織の運営に関し、複数のリーダーを確保するなど、意識的にリーダー群が育成されるよう努めます。
- 新しい地域の担い手を育成・確保するため、地域づくりの専門家を招いた研修会などを関係機関・団体等と連携して開催します。
- 地域づくりにおける男女共同参画を推進するため、女性による地域課題の把握や意見の取りまとめを支援するとともに、住民組織等における役員への登用や地域での意識啓発、家族経営協定の締結などを促進します。
- YY!ターン(UJIターン)等を促進し、地域づくりのための多様な人材の確保を推進します。
- 地域おこし協力隊など、中山間地域での活動に意欲のある支援人材の導入を促進します。

b 地域づくり活動団体、NPO法人の育成

- 子ども会、老人クラブ、女性団体、NPO法人等の自主的な地域づくり活動や、各団体の連携した取組を促進するとともに、新しい支援者や活動団体の育成やNPO法人化を促進します。

c 郷土に誇りと愛着をもつ人材を育てる教育の実践

- 「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、「山口県伝統・文化教材集」を活用することで、子どもたちが、地域の自然や伝統、文化、先人の生き方等を学び、ふるさとへの誇りと愛着を育む機会の充実を促すとともに、各学校における好事例の共有と取組の普及を図ります。
- 首長部局や公民館、関係団体等と連携し、多様な人材の参画による地域ぐるみの活動を通して、子どもたちの地域の担い手としての意識を育む教育を推進します。

d 情報の受発信や人材のネットワーク化

- ホームページや研修等での情報交換の機会などを通じ、様々な先発事例や地域づくり情報、活動ノウハウなどの提供や情報の共有化を図ります。
- 研修会の開催等により、活動団体や地域づくりリーダー等への情報の提供、交換等を行うための場づくりや広域的なネットワークづくりを推進します。

⑤ 地域に寄り添った支援体制の整備

民間の活力を活用して、地域づくりを実践する団体や、地域の運営を総合的にマネジメントする人材の活動を、地域に寄り添ってサポートする体制を整備することが重要です。

- 民間の活力を活用して、きめ細かな情報提供やアドバイス、コーディネート等のサポートを行い、地域の実情に合わせた地域づくりを継続的・専門的に支援する体制を整備します。
- 地域経営を担う組織の立上げや事業運営の実施、また、そのために必要な人材の育成・確保、適切なノウハウの取得等の取組を支援します。

(2) 地域経営力の向上

人口減少・高齢化が進行する中山間地域で、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、自立に向けて地域自らが地域課題解決に持続的に取り組むなど、地域を経営していく仕組みづくりを進めます。

① 地域主体の持続的な取組体制の形成

地域住民が主体となって、市町等と連携しながら、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織を形成することが必要です。

- 自立した地域づくりに向けて、地域住民の当事者意識の醸成や、地域の課題解決に向けた事業等の取組を持続的に行う地域を経営する組織「地域経営会社」の立ち上げ等の、地域住民の主体的な取組を、市町と県、関係団体等が役割を分担して支援します。

② 地域の自立のために必要な事業の実施

「地域経営会社」が中心となり、地域で暮らすための生活サービスの維持・確保及び地域における仕事・収入の確保など、地域が自立するために必要な事業を実施することが必要です。

- 「地域経営会社」が実施する、商店やガソリンスタンド、地域交通等、地域住民のニーズに対応した、日常生活に必要な生活サービスの維持・確保に向けた取組を支援します。
- 「地域経営会社」の持続的な運営や地域での雇用創出に向けて、地域資源を活かした事業や採算のとれる生活サービスの展開、複数の事業を組み合わせる収入を増やす取組を支援します。

③ 地域経営をマネジメントできる人材の育成・確保

地域全体を見渡し最適な運営を考えて事業活動を切り盛りする人材を育成・確保することが必要です。

- 「地域経営会社」が持続的に運営を行っていく上で必要となる、地域・経営マネージャーの育成・確保を促進します。
- 研修等を通じた地域内における人材の育成や世代交代の循環の仕組みづくり、移住者や若者・女性の積極的な登用等による新しい人材の確保など、多世代で世代交代ができる「人材群」の形成を促進します。

④ 地域に寄り添った支援体制の整備(再掲)

民間の活力を活用して、地域づくりを実践する団体や、地域の運営を総合的にマネジメントする人材の活動を、地域に寄り添ってサポートする体制を整備することが重要です。

(3) 豊かな地域資源の保全と継承

中山間地域の多面的機能を保全・継承するため、地域の歴史や文化、特性等について学び、活用していくとともに、農地や森林等を適切に管理していくことが重要です。

① 「地域の良さ」の再発見活動の促進

「地域の良さ」を見つめ直し、「誇り」をもった地域とすることが必要です。

- ワークショップ等の開催を通じて、美しい景観、伝統文化、人的資源等の地域資源の評価や再発見活動を促進します。また、活動を通じて発掘された、地域の「誇り」となる資源について、その活用や継承等の取組を促進します。

② 地域文化の保存・伝承、文化財等の保全

地域の伝統的な文化や芸能、祭りなどを次世代に保存・伝承することが必要です。

- 伝統芸能等の大切さを多くの人々に伝えていく取組を促進するとともに、地域における継承者の育成を支援します。
- 歴史的建造物、史跡、名勝、天然記念物等の文化財について、「文化財保存活用地域計画」等に基づく計画的で適正な維持管理・修復整備への支援を進めていきます。

③ 美しい景観の形成と保全

中山間地域の美しい景観の保全に向けて、市町と地域住民が一体となった取組が必要です。

a 地域の美しい景観形成や土地利用の推進

- 景観づくりについては、「山口県景観ビジョン」に基づき、県、市町、事業者、県民が適正な役割分担の下に協働して取り組みます。
- 土地利用規制等による良好な景観形成や計画的な土地利用の推進を図ります。

b 景観の維持・環境保全に配慮した河川・水路、農業基盤等の整備

- 地域特性や環境に配慮し、周辺と調和した公共事業の実施に努めます。
- 自然の川を参考にした瀬と淵の保全や修復、水際は間隙のある多孔質な構造など自然豊かな川づくり、魚道の整備、ビオトープ*の形成など生態系に優しい川づくりを進めます。

④ 農地・森林等の適切な管理

人口減少・高齢化が進む中で、新しい方策も取り入れながら、農地、森林等の適切な管理を図ることが必要です。

ビオトープ 動植物の生息が可能な自然生態系が存在する空間のこと。

a 農地

- 中山間地域等直接支払制度での集落協定による農地保全等の取組を推進します。また、農地中間管理機構関連事業等の活用により、集落営農の法人化を推進し、集落や地域の農地を守る体制づくりを進めます。
- 遊休農地の活用対策として、市民農園制度、特定法人貸付事業等の活用や「山口型放牧*」などを積極的に推進します。
- 中山間ふるさと保全対策基金を活用し、地域住民活動の体制づくりや保全活動の基盤づくりの構築に向けた取組を支援します。
- 多面的機能支払交付金を活用し、農地・農業用施設の保全管理や長寿命化の取組を支援します。

b 森林

- 「やまぐち森林づくり県民税」等を活用し、荒廃森林や繁茂竹林の整備など、健全で多様な森林づくりを進めます。
- 森林づくり体験活動等を通じて、森林整備の必要性の理解を深めるとともに、ボランティア活動による森林づくりや、竹の利用を促進する取組を進めます。
- 森林GIS*を活用した情報の管理、共有化を進めるとともに、上下流が一体となった森林の管理や計画的な保安林の指定などによる森林の保全を進めます。
- 森林整備地域活動支援交付金の活用による森林の整備を進めます。

c 海岸・漁場

- 離島漁業再生支援交付金を活用した漁場保全の取組を進めます。

d 新しい保全の仕組みの検討

- 農地、山林の所有者の高齢化、後継者不足に対応し、所有と利用の在り方を含む新しい保全の仕組みについて検討を行います。

⑤ 循環型社会の形成や自然と共生する地域づくりの推進

多面的機能を維持するためにも、中山間地域の豊かな自然環境を守り、次世代に引き継ぐための取組が必要です。

a 循環型社会の形成

- 「循環型社会形成推進基本計画」に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進します。
- 県、市町、関係機関、団体による不法投棄防止合同パトロールを実施します。また、スカイパトロール*等を実施し、不法投棄等の監視を行います。

b 生物多様性*の保全

- 県民との協働の下、希少野生動植物の総合的な保護施策を推進し、生物の多様性が確保された良好な自然環境保全に努めます。

山口型放牧 転作田や耕作放棄地などに電気牧柵等を設置して牛を放牧すること。

森林GIS 森林の位置・形状等森林資源に関する地図情報と林齢、樹種、蓄積等の数値や文字の情報をコンピューター上で一元管理し、これらの情報に基づいて、検索や分析を行うとともに、様々な地図、帳表等を出力するシステムのこと。

スカイパトロール 陸上からでは見通しが悪いため発見が難しい山間部等の不法投棄を、ヘリコプターにより上空からパトロールすること。

生物多様性 自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして、地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと。

- 野生鳥獣の生息状況の基礎調査など、野生鳥獣の生息の実態把握に努めるとともに、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、休猟区の指定を行い、多様な野生鳥獣の生息環境の保全を図ります。

c 身近な自然環境の保全

- 自然とのふれあいの促進や自然の大切さを学習する機会を拡充するため、自然解説指導員を配置し、自然環境学習を推進します。
- 自然保護と環境にやさしい観光の両立を目指すエコ・ツーリズム*の推進を図ります。
- 森・里・川・海の一体的な環境保全を推進するため、流域における環境保全活動等を促進します。

d 環境学習等の推進

- 子どもたちをはじめ、県民が広く環境について学習できるよう、総合的な支援機能を有する環境学習推進センターにおける取組を促進します。
- 地域の環境保全活動団体の活動を促進するため、環境情報や活動情報の提供を充実します。

エコ・ツーリズム 地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのこと。

2 移住の推進等による新しい人の流れの創出

中山間地域では人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、集落の共同作業の継続が難しくなるなど、既存の集落単位の取組だけでは、地域を維持することが困難となる地域も生じています。

こうした状況に対応し、中山間地域の活性化を図るため、ＹＹ！ターン（ＵＪＩターン）による、幅広い世代の移住・定住の促進や、都市と地域との多様な交流の促進により、地域への新しい人の流れをつくることが重要になっています。

また、地域に呼び込んだ人を、地域の新しい担い手として育成・確保することも重要になっています。

■ 施策展開の方向

- (1) 地域への新しい人の流れをつくり、地域の新しい担い手を確保するため、ＹＹ！ターン（ＵＪＩターン）による移住・定住を促進します。
- (2) 観光交流や地域滞在型交流など、都市と中山間地域との多様な交流を促進します。
- (3) 住民総参加の仕組みづくりを推進するとともに、移住者や地域おこし協力隊など外部からの人材を活用することにより女性や高齢者・若者など、地域運営の多様な担い手の確保を進めます。

■ 施策目標

項目	数値	
	2017年度（基準年）	2022年度（目標年）
転入者アンケートによる「ＹＹ！ターン」実績数（移住者数）（累計）【再掲】	1,745人	10,000人（5年間）
ＵＪＩターン相談件数（年間）（全県）	6,762人	増やす
やまぐち移住倶楽部の会員数	171人	300人
地域おこし協力隊員数【再掲】	60人	85人
農林漁業新規就業者数（累計）（全県）	236人	1,100人（5年間）
農山漁村交流滞在人口（年間）	14.5万人（2016年度）	16.2万人
農林漁業体験民宿数	29軒	35軒
地域滞在型交流担い手組織数	-	7団体

■ 具体的な取組

(1) Y Y ! ターン (U J I ターン) による移住・定住の促進

Y Y ! ターン (U J I ターン) による移住・定住を促進し、中山間地域への移住者・農林水産業への新規就業者等を、新しい地域づくりの担い手として受け入れることが必要です。

① 移住の働きかけ、相談対応・情報提供、受入支援の充実強化

移住を希望する若者等に山口県の魅力や暮らしやすさを伝え、移住人口の増加に向けた取組を進めるとともに、地域での受入支援を強化し、定着を図ることが重要です。

a 県民会議による全県的な取組の推進

○ 行政をはじめ県内各界の関係団体等からなる「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議が主体となり、移住・定住の促進に向けた県民活動を推進します。

b 移住希望者に対する相談対応・情報提供の充実強化

- 本県への移住に関心を持つ層を確実に移住に繋げるため、相談対応等を強化します。
- Y Y ! ターン(U J I ターン)による移住・定住の促進に向け、地域の活動や就業の場、住宅等の暮らしに関する総合的な相談体制の整備を図ります。
- 移住者の受入れに向けた地域の合意形成や、市町と地域の連携による相談対応や受入支援を促進します。
- 短期・中期滞在施設の整備や体験ツアーの取組など、移住者をスムーズに受け入れるための取組を促進するとともに、山口県での暮らしについての情報提供を進めます。
- 情報通信基盤、交通アクセス、医療などの生活環境の整備や、新規就農に関する技術指導をはじめとする就業等の支援を促進するとともに、暮らしや就職など、移住希望者に応じた情報提供を進めます。

c 「やまぐち暮らし」の魅力発信

- 多くの潜在的な移住希望者が「やまぐち暮らし」への理解を深められる取組を推進します。
- 県・市町・地域が連携して、地域から他出した人に対して、ふるさとへのUターンの働きかけを行います。
- 中山間地域が幅広い世代の移住・定住先の選択肢となるよう、フェイスブックなどのSNSを活用した効果的な情報発信を行います。

d 地方暮らしに対するイメージの転換

- 地方暮らしに対する価値観の転換や多様化、特に若者が抱くイメージを変える取組を推進します。

e 受入支援の強化

- 移住者のネットワーク組織「やまぐち移住倶楽部」により、移住者同士の交流、情報交換、相談しやすい環境づくりを進めるなど、受入支援体制の充実・強化を図ります。
- 移住者への寄り添い支援を行う「移住コーディネーター」による定期的なライフプラン相談会の開催や、先輩移住者である「やまぐち暮らしアドバイザー」による個別相談の実施やフォローアップなど、受入・定着支援の強化を図ります。
- 地域おこし協力隊の活動支援を行う「地域おこし協力隊コーディネーター」により、隊員同士のネットワーク化を図るなど、地域おこし協力隊の受入・定着に向けた取組を支援します。

② 二地域居住の推進等による「関係人口」の拡大

都市住民が、農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つ「二地域居住」等を推進することにより、地域を応援・貢献しようとする「関係人口」を拡大し、地域の担い手として受け入れるとともに、将来的な移住に繋げていくことが重要です。

- 二地域居住の推進のほか、ふるさと納税や地域づくり活動・伝統行事への参加の呼びかけなど、市町や関係団体等との連携の下、地域づくりに関わる機会を提供することにより「関係人口」の拡大を図ります。
- 「関係人口」が持つ「地域づくりに貢献したい。」という想いを受け止め、継続的につながりを持つ機会を提供していくことで、将来的な移住に繋げる取組を推進します。

③ 地域づくりの新しい担い手の育成・確保（再掲）

中山間地域を支えてきた人材の世代交代に向けて、中山間地域を支える、新しい地域づくりを担う人材や団体を育成・確保することが重要です。

a 地域づくりの担い手の育成・確保

b 地域づくり活動団体、NPO法人の育成

c 郷土に誇りと愛着をもつ人材を育てる教育の実践

d 情報の受発信や人材のネットワーク化

④ 農林水産業への新規就業者の確保・定着

高齢化等に伴う担い手不足に対応し、中山間地域の農林水産業を継続・発展させていくために、次代を担う就業者の確保・定着を促進することが必要です。

- 全国トップ水準の研修期間と給付額により新規就業者の確保・定着を促進するとともに、「移住就農促進センター*」を活用した県内就業体験による移住就業の促進や就業前に技術（資格）を習得する短期研修を実施します。
- 専門相談員を設置し、移住就業者の掘り起こしと継続した相談・情報提供などを行うとともに、首都圏における農林水産業が一体となった情報発信を実施します。

移住就農促進センター 山口県立農業大学校の敷地内にある、県内での新規就農や農業法人への就業を目指す人たちの研修等に活用する農業体験・研修施設のこと。

(2) 都市と地域の多様な交流の促進

地域の活性化を図るためには、中山間地域ならではの資源や「食」を活かして、観光交流や農山漁村交流など、都市と地域の多様な交流を促進し、地域に人を呼び込む必要があります。また、交流による一時的な滞在を、より深い地域との関わり、更には将来的な移住に繋げる取組が必要です。

① 観光交流の促進

中山間地域が有する自然環境や古民家等の歴史的資源、温泉等の恵まれた観光資源に加え、魅力ある「食」や、その土地ならではの体験・交流メニューの開発、ホスピタリティの向上などにより観光交流を促進する必要があります。

- 新しい観光資源の創出や発掘による国内外から選ばれる魅力ある観光地域づくりを推進するとともに、地域間連携や農林水産業などの他産業との連携を進めます。
- 観光ニーズの多様化に対応した、その土地ならではの体験・交流メニューの開発や観光資源の創出、観光ルートの形成などを図ります。また、インターネットや道の駅等を活用した効果的な情報発信を行います。
- 観光ボランティアなどの育成に努めるとともに、地域住民総ぐるみでホスピタリティの向上を図ります。

② 新しい地域滞在型交流の促進

都市と農山漁村との交流を一層拡大し、都市から農山漁村への人の流れを創ることで、中山間地域の活性化を図るため、より深い地域との関わりに繋がる新しい地域滞在型交流を促進する必要があります。

- これまでの体験型教育旅行の受入など、地域一体による交流を更に発展させ、より深い地域との関わりに繋がる新しい地域滞在型交流を推進します。
- より深い地域との関わりに繋がる地域協力・地域貢献型など、新しい体験・交流メニューの開発や、地域滞在型交流を継続的に実施する担い手組織の育成を支援します。
- 地域における連携促進や専門家の派遣等により、新しい地域滞在型交流の普及を促進し、都市と農山漁村との交流拡大を図ります。

③ 県民の理解と多様な交流の促進

中山間地域の重要性を県民が理解するためにも、地域住民と都市住民との交流を更に促進していくことが必要です。

- 研修会、出前講座等の開催や効果的な広報活動を通じて、中山間地域の多面的な機能の重要性等に関する県民の意識啓発を図ります。
- 中山間地域の出身者や二地域居住者も含めた多様な都市住民が参加し協働する取組や、都市での課題解決に中山間地域の住民の力を活用する取組など、都市と中山間地域が連携した取組を担う人材の育成や手法づくりを進めます。
- 美しい景観を形成している里山における交流を促進するため、県民活動団体と協働して、里山を守り、楽しむ自主的な活動を推進します。
- 大学生や企業の中山間地域に対する支援活動を通じた交流を促進します。

3 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備

中山間地域で人々が安心して暮らしていけるような地域づくりを進めるとともに、やまぐち元気生活圏づくりに向けて、日常生活に欠かせない生活交通や買い物、情報通信などの生活環境の整備を進める必要があります。

また、暮らしの基盤となる安全を確保するため、消防・救急体制の充実を図るとともに、県民の生命や財産を守る防災施設等の整備に計画的に取り組む必要があります。

さらに、将来にわたって地域の活力を維持していくためには、若い世代の定住が進むよう条件整備を進めるとともに、県民誰もが地域の担い手となって、いきいきと元気に暮らせるよう、生涯現役社会づくりの推進や、様々な分野や地域での県民活動の促進を図っていく必要があります。

■ 施策展開の方向

- (1) 住民の暮らしの安心を確保するため、防犯体制を強化するとともに、やまぐち元気生活圏づくりに向けて、日常的な生活交通や医療・福祉サービス等の確保、情報通信、道路等の整備を推進します。
- (2) 住民の暮らしの安全を確保するため、緊急時の体制を強化するとともに、防災施設等の整備を計画的に進めます。
- (3) 若い世代の定住等を促進するため、雇用の場の確保や子育て環境の充実など、住み良い生活環境の整備を進めます。
- (4) 中山間地域における生涯現役社会づくりを推進するとともに、多様な県民活動を促進します。

■ 施策目標

項目	数値	
	2017年度(基準年)	2022年度(目標年)
デマンド型乗合タクシー等導入数	34箇所	39箇所
「地域医療セミナー」への医学生・看護学校生の参加人数	39人	240人
へき地で勤務する総合診療専門研修プログラム専攻医数	7人	22人
へき地医療拠点病院からへき地診療所への代診医派遣日数	64.5日	増やす
要支援・要介護認定者千人当たり居宅・地域密着型サービス事業所数(全県)	19.6箇所(2016年度)	20.5箇所(2020年度)
消防団員に占める女性割合(全県)	4.0%	向上させる
ため池の整備箇所数(全県)	1,583箇所	1,683箇所
治山ダム等の整備地区数(全県)	1,451地区	1,551地区
「我がまちスポーツ」の取組への参加者数(年間)(全県)	9.28万人	12万人

■ 具体的な取組

(1) 暮らしの安心の確保

高齢者等が中山間地域で安心して住み続けることができるやまぐち元気生活圏づくりを進めるため、防犯体制の強化や生活交通の確保等を図るとともに、道路や下水道などの生活環境基盤の整備を進める必要があります。

また、高齢化が進行する中で、地域における見守り・支え合い体制の充実など、医療、保健・福祉サービス等が確保される体制づくりを進める必要があります。

① 防犯体制の強化

一人暮らしの高齢者が増加している現状などを踏まえ、地域住民と関係機関等が連携・協働し、防犯体制の強化を図る必要があります。

- 警察、行政、地域住民、関係機関等が協働して、防犯活動に取り組むための体制の強化と防犯ボランティア等への支援活動を促進し、犯罪のないまちづくりを推進します。
- 高齢者等がうそ電話詐欺や悪質商法等の被害に遭わないよう啓発活動を実施します。また、被害に遭った際に、関係機関に対して迅速に相談できる体制づくりを促進します。

② 生活交通の維持・活性化

高齢者の通院や買い物、児童生徒の通学など、集落と集落との間や近隣の都市等とを結ぶ、日常的に欠かせない生活交通について、路線バス・鉄道の維持を図るとともに、市町、民間事業者等と連携したデマンド型乗合タクシー等の導入など、高齢者等の生活を支える効率的な地域内の移送・生活交通システムづくりを進める必要があります。

- 地域の日常交通手段としての路線バスについて、運行費の助成等による維持・確保を図るとともに、低床バスの導入を図るなどバリアフリー化を進めます。
- 地域住民の生活を支える効率的な地域内の移送・生活交通システムであるデマンド型乗合タクシー等の導入を促進します。
- ガソリンスタンド減少地域における新たな交通手段として、電気自動車や電動バイクの普及に向けた利活用方策の検討を進めます。
- 地域においては、利用実態と将来展望を踏まえながら、住民、行政、事業者が連携して地域の実情に即した生活交通の在り方を検討します。
- 交通事業者等と連携して生活交通の利用促進を図ります。

③ 買い物の利便性の確保

交通手段を持たない高齢者等の日常的な買い物の利便性を確保するため、事業者と連携した宅配サービスや配食サービスの実施、地域運営店舗の開設など、地域で工夫をこらした取組が必要です。

- 新しい店舗展開（宅配サービス、移動販売等）や配食サービスの実施、交流拠点

や道の駅等と連携した一体的な商業機能の整備を促進します。また、市町と連携し、地域団体等が主体となった「地域運営店舗」の整備を促進します。

④ 道路の整備

地域住民の日常生活や生産活動の基盤となる生活道路の整備について、市町、県等の連携を図りながら効率的な整備を行う必要があります。

- 利便性や快適性の向上に向け、農道、林道、漁港関連道の整備を促進し、生活道路網の形成を図ります。
- 日常生活の利便性・安全性の向上を図るため、生活道路の整備を推進します。
- 地域の持続的な発展を図るため、交流・連携に資する道路や、各拠点間を結ぶ道路の整備を推進します。
- 道路の整備に当たっては、1.5車線の道路整備*を進めるなど、事業費の縮減を図りつつ、地域の実情に応じた整備手法を導入します。

⑤ 離島航路の維持・確保

離島航路は、住民の生活を支える不可欠な交通手段であり、健全な運営に留意しつつ維持を図る必要があります。

- 離島住民の利用はもとより、交流の促進を通じて、航路利用者の拡大を図ります。
- 老朽化した船舶について計画的な整備を促進するとともに、住民の高齢化に対応するため、船内や乗降施設のバリアフリー化に努めます。

⑥ 情報通信基盤の整備

都市部との情報格差を解消し、地域の活性化や生活環境の向上、緊急時の通信確保などを図るため、携帯電話不感地域の解消等を進める必要があります。

- 携帯電話不感地域の解消等については、移動通信用鉄塔施設の整備や、やまぐち情報スーパーネットワーク（YSN）を活用した基地局整備を促進するとともに、民間事業者に対して、サービスエリア拡大を要請します。

⑦ 上水道、污水处理施設等の整備

中山間地域における快適な生活環境を実現するため、上・下水道やごみ処理施設等の生活基盤の計画的な整備が重要です。

- 上水道については、地域における計画的な整備の促進を図り、基盤強化に努めます。
- 污水处理施設については、山口県污水处理施設整備構想に基づき、地域の実情に即した、計画的な下水道、集落排水、浄化槽等の整備を促進します。
- ごみ処理施設については、ごみの発生抑制、広域処理を基本とし、ごみ、し尿などの処理や資源化のための廃棄物処理施設の計画的な整備を促進します。

⑧ 医療サービスの確保

高齢化が一層進行する中山間地域にあって、医療提供体制の確保・充実は、地域住民の要望も高く、地域で暮らし続ける上で重要な課題です。

1. 5車線の道路整備 全線を2車線で整備するのではなく、1車線の整備と待避所の設置を組み合わせた整備のこと。

a 医療提供体制の確保

- へき地医療機関の医師を確保するため、自治医科大学においてへき地医療を担う医師の養成を図ります。
- 義務年限終了後の卒業医師が、引き続き県内で勤務することができるよう、へき地勤務時からのキャリア形成支援の充実や、公的医療機関等における勤務先の確保などを通じ、県内定着を促進します。
- 医師修学資金貸付制度により、県内の公的医療機関等に勤務する医師の養成を図ります。特に、へき地で勤務する医師については、過疎地域病院での勤務を返還免除要件とする貸付枠により計画的に養成します。
- 山口県医師無料職業紹介事業「ドクターバンクやまぐち」により、へき地の医療機関に勤務する医師の確保に努めます。
- 義務年限終了後の自治医科大学卒業医師等を県職員として採用し、医師確保が困難なへき地医療機関へ派遣するドクタープール制度の活用を進めます。
- へき地医療の魅力等をPRする情報誌の発行など、へき地医療に関する情報発信に努めます。
- 医師を目指す高校生を対象としたセミナー等を通じ、へき地をはじめとする県内医療を自らが担う意識の啓発に努めます。
- 県立総合医療センターと山口大学が連携して実施する「地域医療セミナー」等を通じ、自治医科大学と山口大学の医学生の交流を図り、へき地医療への理解促進と、へき地医療を志す医学生同士の連携を深めます。
- 医師修学資金貸与者をはじめ、一人でも多くの医学生が、就学期の早い段階からへき地医療を体感できるよう、実習機会の確保に努めます。
- へき地勤務の魅力を多くの臨床研修医に伝えるため、臨床研修制度の中でへき地医療機関での研修機会の確保に努めます。
- 看護学生や若手看護師が参加できるへき地での実習や研修の機会を設け、へき地医療に対する理解を促進します。
- へき地で勤務する医師が、医師としてのキャリア形成に不安を抱くことがないようキャリア形成支援に努めます。
- 新専門医制度において、基本領域の一つとして新たに位置づけられた「総合診療専門医」について、県内の研修プログラム基幹施設と連携してその養成に努めます。
- へき地医療機関と連携し、へき地で勤務しながら総合診療専門医を取得できる環境づくりや、総合診療専門医の県内定着の促進に努めます。
- へき地病院の常勤医師の長期療養や出産等に対応できるよう、へき地医療拠点病院による支援の拡大について、関係者との連携により取組を進めます。
- へき地診療所に勤務する看護師の研修や休暇取得等に係る代替看護師確保など、勤務環境の改善に市町と連携して取り組みます。
- 医師確保が困難なへき地診療所に、自治医科大学卒業医師を派遣し、へき地の医療体制の維持に努めます。
- へき地診療所の施設・設備の整備及び運営に対する支援を行います。
- へき地医療拠点病院の無医地区等への巡回診療の実施に対する支援を行います。

- 無歯科医地区*等について、関係市町や歯科医師会等と連携し、巡回歯科健診・診療の確保等を促進します。
- ドクターヘリの円滑な運航に向け、市町の協力のもと、ランデブーポイントの確保や、消防機関と医療機関との連携強化など、搬送体制の充実を図ります。

b 診療支援体制の充実

- 関係機関との連携の下、へき地医療拠点病院の医師確保に努め、へき地医療拠点病院によるへき地診療所等への支援体制の強化を図ります。
- へき地医療協力医療機関に対する表彰制度等により、へき地支援活動の気運を醸成し、へき地医療協力医療機関の拡大に努めます。
- へき地医療拠点病院とへき地医療協力医療機関との役割分担や連携、協働を進め、へき地医療支援体制の充実に努めます。
- 遠隔診療や、クラウド型電子カルテの導入など、情報通信技術（ICT）を活用し、へき地医療を支援する体制の充実に努めます。

⑨ 保健・福祉サービスの確保

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境をつくるため、医療・福祉関係者等が連携し、地域における見守り・支え合い体制の充実強化を図る必要があります。

また、市町との連携の下、必要なときに、保健・福祉・介護のサービスが受けられる体制づくりを進めます。

a 保健サービスの確保

- 市町と連携し、保健師や栄養士による健康増進・疾病予防に係る保健指導、また、療養者等への療養指導・栄養指導を実施します。

b 福祉サービスの確保

- 高齢者、障害者等が地域の中で安心して自立した生活ができるよう、地域住民と密接な関わりを持つ生活関連事業者等と連携した重層的な見守りネットワークを整備するなど、地域における見守り・支え合い体制の充実強化を図るとともに、生活環境の維持・確保に向けた生活支援サービスの充実、生きがい・健康づくりの促進などの取組を推進します。
- 保健福祉施設については、その計画的な整備や既存施設の改築・改修、施設運営の充実を図るとともに、施設の複合化や各種既存施設の有効利用を図ります。

c 介護サービスの確保

- 市町や関係機関と連携し、認知症や生活習慣病の予防対策を推進するとともに、生活実態や健康状態等から支援を必要とする高齢者に対し、様々なサービスの提供や住環境の整備を行います。
- 市町との連携の下、居宅サービスや施設サービス等の介護サービスの提供体制を整備するなど、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

無歯科医地区 歯科医療機関のない地区で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に歯科医療機関を利用することができない地区のこと。

(2) 暮らしの安全の確保

住民の身近な暮らしの安全を確保するため、緊急時の対応を強化するとともに、自主防災組織活動の促進や計画的な防災施設等の整備を進める必要があります。

① 消防・救急体制の充実

中山間地域は、人口密度が低く、集落等が点在していることから、火災や救急患者の発生時に迅速な対応ができるような体制整備の充実を図ることが必要です。

- 火災等への迅速な対応や救急業務高度化のための消防・救急体制の整備を促進します。
- 消防団員の減少や高齢化に対応するため、女性の団員加入の促進等により、消防体制の強化を図ります。
- 消防防災ヘリコプターによる迅速な消火、救助・救急搬送を実施します。
- 山岳等における遭難や事故に備え、関係機関の連携を強化します。

② 警戒避難体制・防災体制の整備

地域防災力の要となる自主防災組織活動の活性化や防災体制の整備を促進する必要があります。また、ハザードマップ等を活用し、平常時から防災意識の醸成に努めることが重要です。

- 他の模範となる自主防災組織の表彰や自主防災アドバイザーの派遣などを通じて、自主防災組織活動を促進します。
- 大規模災害発生時においても迅速な災害情報の収集・伝達体制を構築するため、防災情報通信基盤等の計画的な整備を実施します。

③ 農地防災対策の推進

- 急峻な農地等の保全対策を推進します。
- 危険ため池や農業用水路の整備・改修を実施し、災害の未然防止に努めます。
- 危険ため池等の点検調査と施設管理者への防災意識の啓発を促進します。

④ 土砂災害対策の推進

- 治山事業については、森林整備保全事業計画に基づく計画的な推進等を図ります。
- 砂防事業においては、土砂災害発生箇所、要配慮者利用施設や避難所の立地箇所など、緊急性の高い箇所から、重点的・計画的に施設整備を推進します。

⑤ 災害時等にも機能する信頼性の高い道路ネットワークの構築

- 救急活動や緊急物資の輸送等に重要な役割を担う幹線道路や、迂回路や避難路となる生活道路の整備を推進します。

⑥ 河川の整備

- 洪水防止のための河川整備やダム整備の促進を図ります。
- 上流から海岸部までを含めた水系全体と海岸漂砂を合わせた土砂の適切な管理を図ります。

⑦ 海岸の保全、港湾・漁港の整備

- 海岸高潮対策等の推進と防災情報の迅速な伝達システム化、環境に配慮した海岸整備を図ります。
- 生活関連物資等の円滑な流通等を図るための各港湾や、漁業の基盤である漁港施設の整備を進めます。
- 想定最大規模の高潮に対応した浸水想定区域の指定を推進し、高潮ハザードマップの作成を支援します。

(3) 保育・教育等の子育て環境の整備

都市部に比べ、中山間地域では子どもの人数が少ない状況にあり、地域の実情に応じた保育・教育環境の整備を進める必要があります。

また、若い世代の定住を進めるためにも、子育てをはじめとした生活環境の整備が重要です。

① 若い世代の定住条件の整備

地域の担い手となる若い世代の定住を促進するための生活環境の整備や魅力ある雇用の場づくりが重要です。

- 定住促進のための住宅の確保や子育てへの支援、高速情報通信網の整備などを促進します。
- 地域資源を活かした新事業展開や企業誘致等を促進し、魅力のある雇用の場の創出に努めます。

② 子育て支援体制の整備

就労形態の多様化に伴い、中山間地域においても、地域の実情に配慮した、保育所や放課後児童クラブ等の整備など、子育て支援体制の整備が必要です。

- 市町における地域子育て支援拠点の設置を支援します。
- 保育所については、地域の実情に応じて、真に必要と認められる施設の創設又は改築等の整備を計画的に行います。また、就労形態の多様化などに対応して、延長保育、休日保育、病児保育などの一層の充実を図ります。
- 地域の実情に応じた放課後児童クラブの整備を支援するとともに、「生涯現役社会づくり」の活動等と連携し、高齢者や主婦、学生等のボランティアによる伝承的な遊びや伝統芸能、自然体験など、地域の特性を踏まえた体験学習、交流活動を促進します。

③ 学校、家庭、地域が連携・協働した教育の推進

中山間地域ならではの教育環境や豊かな自然環境を活かす教育活動を進めるとともに、快適な教育環境づくりや通学の利便性を確保することが必要です。

a やまぐち型地域連携教育の推進

- 首長部局と連携し、コミュニティ・スクール*の仕組みを活用して、地域の活性化や地域課題の解決に向けた教育活動の充実を図り、学校を核とした人づくりと地域

コミュニティ・スクール 学校運営協議会が設置されている学校のこと。学校の課題解決に向けて保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな学びや成長を支えていく取組が行われている。

づくりの好循環の創出を目指します。

b 小・中学校の教育環境整備

- 自然・文化環境を活かした体験的な学習や、都市等の児童生徒との交流学习を推進します。
- 少人数の良さを活かしたきめ細かな指導の充実を支援します。
- 複数の学校による集合学習や合同部活動等の推進を支援します。また、地域外からの就学希望者に対する情報提供に努めます。
- 県へき地教育振興会との連携を図り、研修・研究活動を通じた小規模校、複式学級における教育水準の向上に努めます。
- 学校施設の整備に当たっては、地域の意向や実情を踏まえ、安全でゆとりと潤いのある施設づくりを進めるとともに、教育内容・方法の多様化や情報化等に対応した施設づくりに努めます。また、学校内へのコミュニティルームの設置など、学校が地域の人々の集う場、学びの場として機能するような施設づくりを推進します。
- 学校統合に当たっては、地域の実情等を踏まえ、校舎等のほか、必要に応じ寄宿舎や教職員住宅、スクールバス等の整備を図るなど、快適な教育環境づくりに努めます。

c 高等学校における教育の充実

- 今後の少子化の進行や、生徒のニーズ及び地域の状況の変化等を踏まえ、望ましい学校規模の確保を目指して再編整備に取り組む中で、選択幅の広い教育を展開する学校・学科を設置するなど、特色ある学校づくりを推進し、高校教育の一層の充実を図ります。

d 教育施設等の多面的な活用

- 少子化によって生じる余裕教室や統廃合等により遊休化する教育施設等は、地域の実情に応じ、有効活用が図られるよう努めます。

(4) いきいきとくらせる環境づくり

活力ある地域づくりに向けて、様々な分野や地域での県民活動を活発化し、県民総参加による地域づくりへと発展していくことが必要です。

また、生涯現役社会づくりの推進に向けて、高齢者等の積極的な社会参加の促進や就業の場の確保を図ることが重要です。

① 県民活動の一層の促進

複雑化・多様化する地域課題に的確に対応できるよう、県民活動団体と地域の様々な主体との協働等により、県民活動を促進していくことが必要です。

- 地域が抱える課題が複雑化・多様化する中で、地域の担い手として県民活動団体の役割は増大しており、県民活動団体の自立的活動への支援や、行政、企業等、多様な主体による協働の推進により、県民活動の一層の促進に努めます。

② 実践的な社会参加、社会貢献活動の促進

高齢者等が地域社会の担い手として活躍できるような環境を整えていくことが必要です。

- 生涯現役社会づくりに関する窓口である県生涯現役推進センターや市町社会福祉協議会と連携し、歴史や文化等の資源を活用した地域づくりなど、高齢者等が行う地域貢献活動を支援します。
- 学習・趣味・スポーツ・ボランティアなど共通の目的を持つ仲間づくりを支援し、多様な活動の場を提供します。

③ 能力を活かす就業等の促進

高齢者がいきいきと活躍できるよう、持てる能力を発揮する伝承の場や能力を活かした就業の場の確保が必要です。

- 高齢者が培った技術・技能・知識を若い世代に伝える伝承の場の整備を推進します。また、就労の場の拡大のため、特産品の開発や関連施設の整備等に取り組む地域団体の取組を支援します。
- 県シルバー人材センター連合会への支援を通じ、魅力あるシルバー人材センターづくりを促進します。

④ 社会教育、文化活動等の促進

社会教育活動の中で、地元を学ぶ活動や文化活動を進めることが必要です。また、生涯現役で学び続ける機会や活躍の場をつくることが重要です。

- 公民館等において、地元を学ぶ活動や文化活動を進めることができるよう、事例等の情報提供を行います。
- 図書館等の広域的利用の促進、計画的な整備を図り、図書館情報提供システム等を通じた学習情報提供体制を充実します。
- 高齢者等が幅広く学習に取り組むことができるよう、生涯学習情報提供システムによる情報提供や生涯学習推進センターにおける学習相談等を行い、地域における生涯学習を支援します。
- 生涯学習の場で得た知識等を社会貢献活動に活かせるような体制づくりを進めます。

⑤ スポーツによるまちづくりの推進

地域のスポーツ資源を活かした交流活動に取り組み、特色あるまちづくりを促進することが必要です。

- スポーツと観光が連携した特色ある地域づくりを進めるため、大規模大会やスポーツ合宿等の誘致と地域の多彩な観光資源を結び付けたスポーツ・ツーリズムを促進します。
- 美しい景観や歴史・旧跡、整備された道路ネットワークなどの本県の強み・特色を活かし、シンボルイベントの開催や快適なサイクルスポーツ環境の整備、ツアールート造成等、「サイクル県やまぐち」の取組を推進し、交流人口の拡大を促進

します。

- 東京オリンピックをはじめとした世界大会等の開催を契機とし、キャンプ地誘致やトップアスリートとの交流等を促進します。また、キャンプ相手国との継続的な交流や交流分野の拡大など、大会成果の継承・発展に向けた取組を促進します。
- 県内を拠点に活躍するトップスポーツクラブと連携を図りながら、トップチームの招聘による交流戦やアスリートとの交流イベントの開催など、スポーツの振興、交流人口の拡大や地域の活性化に向けた取組を推進します。
- スポーツを通じた交流人口の拡大や地域活性化を図るため、市町が実施する「我がまちスポーツ」の取組を支援するなど、「する」「みる」「ささえる」様々な立場からのスポーツ参画人口の拡大に向けた取組を促進します。
- 新分野スポーツも含めた大規模スポーツ大会の誘致や観光施策と一体となった交流促進施策を推進するとともに、スポーツ資源を活用した新たな MICE*誘致に取り組みます。

MICE 企業の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、各種団体・学会等が行う会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称のこと。

4 中山間地域の強みを活かした多様な産業の振興

地域産業の振興は、地域の活力源であり、地域住民の暮らしを支えるやまぐち元気生活圏づくりを進める上で、重要な課題です。また、地域にいかにか人を呼び込むかが地域活性化の鍵となっています。

こうした中で、本県中山間地域の都市近接という地域特性や豊かな資源を活かしながら、都市との交流を一層拡大し、観光・交流産業として育成していくことが必要です。

また、地域間競争が激化する中で、中山間地域の主要な産業である農林水産業の振興を図るため、持続可能な担い手の確保・育成に努めるとともに、生産拡大・需要拡大に向けた総合的な対策を進めることが必要です。

さらに、中山間地域の多様な地域資源を活用して、地場産業等の振興を図るほか、農商工に係る関係機関や団体等の連携による新産業の創出、6次産業化の展開を促進するとともに、地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出を進める必要があります。

■ 施策展開の方向

- (1) 中山間地域ならではの「資源」や「特性」等を活かし、地域の魅力を高めながら、観光・交流産業の振興を進めます。
- (2) 中山間地域の基幹産業である農林水産業は、県民への食料の供給などの重要な役割を果たしており、持続可能な担い手の確保・育成や、6次産業としての育成を図るなど、一層の振興に努めます。
- (3) 地域の技術や資源を活用し、地場産業等の振興を図るとともに、買い物の利便性向上に資する取組やサービス等を支援します。
- (4) 農商工などの地域産業の連携による新事業の創出や経営体質の強化に向けた取組を促進します。
- (5) 地域コミュニティ組織等による地域資源を活かしたコミュニティ・ビジネスの創出、地域が求める事業者の誘致を進めます。

■ 施策目標

項目	数値	
	2017年度(基準年)	2022年度(目標年)
農山漁村交流滞在人口(年間)【再掲】	14.5万人(2016年度)	16.2万人
農林漁業体験民宿数【再掲】	29軒	35軒
地域滞在型交流担い手組織数【再掲】	-	7団体
農林漁業新規就業者数(累計)(全県)【再掲】	236人	1,100人(5年間)
集落営農法人数(全県)	263法人	320法人
中山間地域等直接支払制度の取扱面積(年間)(全県)【再掲】	11,921ha	12,000ha
ブランド力強化を図る主要なブランド品目の販売量	-	20%以上増加
県産木材供給量	27.6万m ³	30万m ³
鳥獣による農林業被害額(全県)	4.7億円	3億円
山口型放牧の新規取組面積(累計)【再掲】	48ha(4年間)	80ha(5年間)
中核経営体数	530	649
地域資源を活用した創業・事業展開件数	244件	310件
6次産業化・農商工連携による開発商品の新規取引件数	120件	270件

■ 具体的な取組

(1) 観光・交流産業の振興

我が国全体の人口が減少する中、地域の活性化を図るためには、観光交流人口の拡大が必要です。このため、中山間地域ならではの資源や「食」を活かして、観光・交流産業の振興を図ることが必要です。

① 観光交流の促進（再掲）

中山間地域が有する自然環境や古民家等の歴史的資源、温泉等の恵まれた観光資源に加え、魅力ある「食」や、その土地ならではの体験・交流メニューの開発、ホスピタリティの向上などにより観光交流を促進する必要があります。

② 新しい地域滞在型交流の促進（再掲）

都市と農山漁村との交流を一層拡大し、都市から農山漁村への人の流れを創ることで、中山間地域の活性化を図るため、より深い地域との関わりに繋がる新しい地域滞在型交流を促進する必要があります。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業は、県民への食料供給だけでなく、多面的機能の維持に重要な役割を果たしており、持続可能な担い手の確保・育成や経営体質の強化を図る必要があります。

① 中山間地域の特性を活かした農業の振興

高齢化等に伴う担い手不足に対応し、持続可能な農業生産の仕組みづくりを進めるとともに、各地域の特性や特色等を活かした農業の振興が必要です。

a 持続可能な農業生産の仕組みづくり

- 中山間地域等直接支払制度による集落活動を促進し、集落営農法人の育成など持続可能な農業生産活動の仕組みづくりを進めます。
- 集落営農法人の規模拡大や施設園芸の導入、農産加工分野への進出や生産物の直売、消費者との提携、他分野への事業進出など経営の多角化を促進し、6次産業としての育成を図ります。また、担い手の減少に対応し、集落営農の法人化や中心経営体への農地の集積を推進します。
- 女性経営者、経営参画者を育成し、集落営農法人等の経営体において、女性の活躍を促進します。
- 意欲ある女性グループを育成し、地域の生産組織と連携した起業化を支援します。

b 農業への幅広い新規参入の促進

- 中山間地域の農業を継続・発展させていくため、集落営農法人への就業促進対策を進めます。
- 県地域農業戦略推進協議会を中心に、関係団体や地域農業再生協議会が連携し、農業法人等への就業者の確保、団塊の世代の定年帰農者等、新たに農業経営を開始する者への支援を行います。

- 建設業や食品産業など他産業からの農業参入を支援します。

c 地域の特性を活かした農林水産物づくりと需要拡大

- 味や品質に優れ、全国に誇れる県産農林水産物及び加工品を「やまぐちブランド」として育成し、その拡大に努めます。
- 身近な県産農林水産物を県内で消費する地産・地消の取組を進め、生産者、流通・加工関係者、消費者の協働による流通販売対策を推進し、県産農林水産物の需要拡大を図ります。
- 集落営農法人を中心に、低コスト、省力化による効率的な生産体制を整備し、卸売業者や加工業者等の需要と結びついた米・麦・大豆の産地づくりを進めます。
- 各地域の土地条件や気象条件に応じて、トマト、ほうれんそう、たまねぎ、キャベツなどの需要のある品目、ゆめほっぺ、リンドウ、ゆりなどの特色ある品目の生産拡大を推進します。
- 化学農薬・化学肥料を削減した栽培によるエコやまぐち農産物の取組を推進するなど「循環型農業」の普及を図ります。
- 遺伝子型分析等を活用した優秀な種雄牛の育成等による肉用牛の高品質化と合わせ、優良な肉用繁殖雌牛の増頭や地域ぐるみで子牛の預託育成を行うキャトルステーションの設置等による生産拡大を進めます。また、酪農経営の持続的な発展のため、乳用後継牛を安定的に確保する後継牛バンクの構築等を図ります。
- 飼料自給率の向上を図るため、耕畜連携による飼料用米・イネの計画的な生産をはじめ、飼料作物の生産拡大や遊休農地等を活用した山口型放牧の拡大を進めます。

d 農村のエネルギー資源の活用促進

- 農村における地域資源の有効活用を図るため、小水力発電の導入の可能性について、調査・検討を実施し、小水力発電の整備促進を図ります。

② 持続可能な林業の振興

持続可能な林業経営の推進や森林バイオマス*エネルギーの活用促進などの取組が必要です。

a 意欲ある担い手の確保・育成と持続可能な林業経営の推進

- (一財)やまぐち森林担い手財団を中心に、関係団体と連携しながら、新規就業希望者に対する就業相談や資金の貸付け、技術研修の実施などにより、若い担い手の確保・育成を図ります。また、林業への参入を検討する他産業の事業体を支援します。
- 意欲ある林業家や林業事業体等の育成を通じ、持続可能な森林の整備を進めます。
- 意欲ある女性グループを育成し、森林資源を活用した起業化を支援します。
- 低コストで生産性の高い素材生産への取組により、林業経営基盤の強化を図ります。
- 自己管理が困難な零細規模の所有者や不在村所有者等からの長期にわたる施業の受託等を進め、計画的で効率的な経営を行うための取組を進めるとともに、森林所

有者に対する研修や林業研究グループの育成強化等を行い、森林管理意欲の喚起や技術の向上を図ります。

b 県産木材の利用促進

- 県産木材の地産・地消を推進するため、優良な県産木材を使用した住宅の建設を促進し、木製品の販路の大半を占める住宅建材における利用と県産木材の品質向上を図ります。
- 学校をはじめとした公共施設の建築に当たっては、県産木材を活用し、環境や人に配慮した施設づくりを推進します。

c 森林バイオマスエネルギーの活用促進

- 森林バイオマスを低コストで安定的に供給する体制の確立や、木質バイオマスの発電利用の拡大、木質ペレット・ボイラー等での熱利用を進め、森林バイオマスによる「エネルギー地産・地消」を推進します。

③ 総合的な鳥獣被害防止対策の推進

深刻な状況にある鳥獣被害の防止に向けて、地域住民や関係機関との連携の下、捕獲と防護の両面からの総合的な対応が必要です。

- 広域一斉捕獲の実施や鳥獣侵入防止柵の整備など、捕獲と防護の両面から鳥獣被害対策を総合的に推進します。
- 集落ぐるみで取り組む被害防止活動への支援や集落リーダー養成等の体制づくりによる鳥獣被害防止対策を進めます。
- 効率的な捕獲技術等の開発・実証により実効性のある対策を実施します。
- 特定鳥獣保護・管理計画に基づき、適切な保護・管理を推進します。
- 生態行動把握等と防除技術の確立など鳥獣被害の防止に関する試験研究を強化します。
- 鳥獣被害の原因となる耕作放棄地解消につながる山口型放牧に取り組む集落営農法人等を支援します。

④ 農林業の生産基盤の整備

効率的な生産活動や担い手の育成のための各種基盤整備を計画的に進めます。

- 中核経営体*への農地集積と低コスト農業に向けた区画整理や水田高機能化を推進します。
- 中山間地域総合整備事業等による地域の実情に配慮した農地等の整備を行います。
- 効率的な農産物等の輸送を図る農道整備を進めます。
- 酪農、肉用牛等の生産施設・機械や飼料畑の整備を進めます。
- 林道、森林作業道の整備と機械化による低コスト化を推進します。

⑤ 水産業の中核経営体の確保・育成と生産拡大

水産資源の回復と持続的な利用の推進を図りながら、次代を担う就業者を確保・育

成ることが必要です。

a 次代を担う就業者の確保・育成と漁業経営の安定

- 複数漁業種類の研修制度の導入や地域で後継者を育てる体制づくりの推進など研修制度の充実により、定着率の向上及び若い就業者の確保・育成を推進します。
- 意欲ある漁業者グループによる新しい取組への支援や経営面・技術面からのフォローアップ体制の充実、雇用型漁業の複合経営支援などの経営基盤強化を図り、各地への展開を促進します。
- 意欲ある女性グループを育成し、水産加工や販売分野における起業化を支援します。

b 水産資源の管理・回復と持続的利用の推進

- 日本海のとらふぐ、あまだい類、瀬戸内海のみどりなど、特に資源の減少が著しい魚種については、資源管理計画により、対象資源の早急な回復を図ります。
- 錦川、阿武川など本県の中山間地域を主流域とする河川における内水面漁業・養殖業の振興を図るため、河川への定着性の強い県産あゆ種苗の生産を進めます。また、あゆの冷水病や外来魚・カワウの食害対策を推進します。

c 安全で豊かな水産物の安定供給

- 「キジハタ」や「やまぐちの甘だい」などの県産ブランド魚や水産加工品「山口海物語」について、県内外で販路拡大対策を推進します。

d 漁村地域の活性化の推進

- 離島漁業集落が計画的に共同して行う漁業生産力の向上と創意工夫を生かした取組を促進し、離島漁業の再生と漁村の活性化を図ります。また、水産業・漁村の有する多面的機能の発揮のための環境保全などの取組を促進し、漁村地域の活性化を図ります。

e 水産業の基盤整備

- キジハタ・メバル等を対象にした魚礁設置や藻場造成による漁場整備を推進します。

(3) 商工業の振興

買い物の利便性の向上に資する新しいサービスの普及や魅力ある店舗の創業等を支援するとともに、雇用の場を確保するための地場産業等の振興を図る必要があります。

① 商業の振興

- 民間事業者による移動販売、共同配送等の新しい取組や新しいサービスの普及、情報提供等に努めます。
- 商店街等における魅力ある店舗の創業など、活性化に向けた取組を支援します。

② 地場産業の振興、企業の誘致

- 地場産業振興センターと連携しながら、地域の技術や資源を活用した新しい地場

企業の育成や地場産業の活性化を推進します。

- 優良企業の誘致について、市町等との連携の下に積極的に推進します。
- 将来の担い手となる若者や女性の確保・育成支援、週休2日の確保等の働き方改革の推進、適正な競争環境の整備等により、持続可能な建設産業の構築を図ります。

(4) 地域産業連携による新産業の創出

中山間地域の資源や伝統・技術などを有効に活用し、新商品開発や新事業展開の取組を促進するなど、雇用の場の創出や所得の確保を図ることが必要です。また、農林水産業や食品産業などの地域内の産業が密接に連携した取組を進めることが重要です。

① 新事業展開の支援

本県の地域資源や伝統、ものづくり技術等を活用した新しい事業展開を事業者・支援機関が連携して取り組み、定着させる体制づくりが必要です。

- 中山間地域の経済活力を高めるため、地域産業の振興とともに、農商工連携や地域資源を活用した新商品開発等の新しい事業展開への取組を促進します。
- (公財) やまぐち産業振興財団を中核とした体制の下で、地域資源を活用した新商品の研究開発から事業化、商品力向上までの各段階に応じて、金融・経営両面から総合的な支援を行います。

② 農林水産業と食品産業の連携強化

農林水産業と食品産業の連携を強化し、地域資源を活用した付加価値の高い商品開発等を進め、地域経済の活性化に繋げることが必要です。

- 農林水産物を原料とした付加価値の高い商品開発や、農林水産業と商工業との連携による新しい商品等の共同開発の促進など、「食品産業クラスター*」に向けた検討に努めます。
- (地独) 山口県産業技術センター、県農林総合技術センターにおける技術支援を実施するとともに、売れるものづくりの観点から、(公財) やまぐち産業振興財団や山口県商工会連合会、地域商社やまぐち(株)とも連携して、商品開発段階からの市場調査、パッケージ等のデザイン指導、販路開拓、経営指導等の一貫した支援に取り組みます。
- 「山口県食品産業協議会」において県内産原材料の有効利用、需要開拓等に取り組みます。

③ 地域産業連携による経営体質の強化

産学公の関係機関が連携し、地域の資源を活かした、新しい商品開発や販路開拓などを進め、地域産業の活性化を図ることが必要です。

- 中山間地域の伝統的工芸品の普及を図るため、PRや市場開拓、販売促進に努め、地域中小企業の振興と伝統的技術や技能の継承に努めます。
- 県内食品産業の活性化と県産農林水産物の需要拡大を図るため、産学公が連携して県産農林水産物等を原材料とした新しい商品開発を進めます。

クラスター クラスターとはブドウの房のことで、ブドウの房のように企業・大学・自治体などが連携して新産業を産み出すための産業集積のこと。

- 商工会議所等による創業希望者等のニーズに応じた専門家派遣を実施するとともに、（公財）やまぐち産業振興財団を中核とする体制による総合的な支援を行います。

(5) 地域資源を活かしたビジネスの創出

住民が地域に住み続けることができるよう、地域コミュニティ組織等が地域の実情に即して行う生活サービスの提供等の取組を促進するとともに、こうした活動がビジネスとして地域に定着するよう支援していくことが重要です。

① 地域コミュニティ組織等によるコミュニティ・ビジネスの促進

住民生活に必要なサービスを、圏域内で提供できる体制の整備が必要です。

- 地域コミュニティ組織が行う生活サービス等の取組を促進するとともに、こうした活動がビジネスとして持続可能なものとなるよう、市町と協働しながら、計画づくりから実践活動までの事業化に向けた取組に対して支援を行います。
- 地域の資源や特性を活かした多様なビジネスの創出と事業展開を促進します。

② 地域が求める事業者の誘致

地域の課題解決のためには、地域が求める事業者の誘致を図ることが必要です。

- 地域の課題解決に必要な業種・サービスなどの誘致を進めるとともに、廃校や空き店舗などの遊休施設や快適な通信環境を活かしたICT関連企業等のサテライトオフィスの誘致を進めます。
- 県外から創業人材を呼び込み、定着を図る移住創業を推進します。